松山家庭裁判所

成年後見制度リモート説明会

5月16日に、憲法週間広報行事として、介護支援専門員の方や生活相談員 の方を対象として、成年後見制度についてのリモート説明会を開催しました。

説明会では18組の方々に御参加いただき、成年後見制度のDVD視聴や担当者からの説明に加え、参加者から市民後見人の活用状況や任意後見人についての質問が出される

など、貴重な意見交換の場となりました。



令和4年4月から令和9年3月までの5年間を対象期間として、第二期成年後見制度利用促進基本計画が始まっており、家庭裁判所には、地域共生社会の実現に向けて、成年後見制度の運用改善や関係機関との地域連携ネットワークの強化など様々な取り組みが求められています。

家庭裁判所は、自治体など関係機関と連携しながら、成年後見制度の利用促進に向けて取り組んでいきます。



多数の御参加 ありがとうございました

